

○山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例

平成28年12月27日山形県条例第60号

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例をここに公布する。

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例

健康であることは、全ての人の願いであり、県民一人一人の幸福な人生を実現するための基本となるものである。

医療技術の進歩により、がんは克服できる疾病になりつつあるが、未だ、県民の疾病による死亡の最大の原因であり、高齢者のみならず、子供や働き盛りの者など、誰もが罹(り)患する可能性があり、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっている。

本県においては、がん検診の受診率は全国で最上位の水準を維持しているものの、胃がんによる死亡率が全国に比して高い状況が継続しているなど、県を挙げたがん対策の推進が求められている。

がん対策の推進に当たっては、がんの予防が重要であり、性別や年齢等を考慮した適切な普及啓発に基づき、県民ががんに対する正しい知識を得ることによって、健全な食生活等の健康的な生活習慣を取り入れ、がんの発生する要因を減らしていくことが必要である。併せて、がん検診及びその結果に基づく精密検査の受診率をさらに高めていくとともに、国の指針を踏まえたがん検診を実施していくことにより、がんの早期発見及び早期治療を推進し重症化を防ぐことも重要である。これに加えて、がんに対する社会全体の理解の増進を図り、がん患者やその家族に対するきめ細やかな対応ができる雰囲気づくりを進めるとともに、県民が等しく適切ながん医療を受けることができる体制の整備、がん登録及びがん研究の推進、就労支援等の環境づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

このような認識のもと、全ての県民が、がんを知り、がんを防ぎ、がんに向き合い、がんと共に生きていくことができる社会の実現を目指し、本県における全ての主体がそれぞれの立場に応じて協働し、総力を挙げてがん対策に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっていることに鑑み、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、保健医療福祉関係者（がんの予防、がん検診、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）又はがん患者に対する介護その他の福祉サービス（以下「介護等」という。）に従事する者及びその実施機関をいう。以下同じ。）、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第3条 市町村は、県、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携を図りつつ、その地域の実情に応じたがんの予防、がん検診の受診率の向上等のがん対策の推進に努めるものとする。

2 市町村は、県が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第4条 保健医療福祉関係者は、がんの予防、がんの早期発見、がん医療及びがん患者に対する介護等を推進するために必要な知識や技能の向上に努めるとともに、県、市町村その他の関係機関と連携を図りながら、がんに関する啓発及び知識の普及、がん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）が必要とする情報の積極的な提供、精度の高いがん検診の実施並びにがん患者等の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療及び介護等の提供に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、主体的にがんの予防に取り組むとともに、がんを早期に発見するため、がん検診を積極的に受診するよう努めるものとする。

2 県民は、がん及びがん患者等についての理解を深め、がんと共に生きていくことができる社会の

実現に向けた施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができるよう、従業員に対するがん検診の受診の勧奨、がんに関する教育の実施等に努めるとともに、従業員のがん検診を受ける機会の確保について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、がん患者等が置かれた状況を十分に理解し、従業員又はその家族ががんを罹(り)患した場合においても、従業員が働きながら治療を受け、若しくは療養し、又は看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、保健医療福祉関係者、教育機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 喫煙、飲酒等の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等が
んに関する理解及び関心を深めるための普及啓発

(2) 受動喫煙を防止するための社会環境の整備

(3) がん検診の受診率の向上及び人間ドック(健康の保持増進を目的に実施する総合的健康診断をいう。)の定期的な受診の推進のための普及啓発

(4) がん検診に携わる保健医療福祉関係者の資質の向上のための研修の実施

(5) 精度がより高い検査手法及びがんの予防に結び付く検査の導入の推進のための施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

(健康的な食生活の推進)

第8条 前条に定めるもののほか、県は、がんの予防において、食生活が果たす役割の重要性に鑑み、県民の健康的な食生活を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がんと食生活との関係についての正しい知識の普及啓発

(2) 食に関する適切な習慣を身につけるための普及啓発

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康的な食生活を実践するために必要な施策

(教育の推進)

第9条 県は、市町村、教育機関その他の関係機関と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるため、その年齢に応じた教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(女性特有のがんに係る対策の推進)

第10条 県は、女性に特有のがんに係る対策を推進するため、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 女性に特有のがんに罹(り)患しやすい年齢等を考慮した女性に特有のがんの予防に関する正しい知識の普及啓発

(2) 女性に特有のがんに係るがん検診の受診率の向上を図るための施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、女性に特有のがんに係る対策を推進するために必要な施策

(がん医療の充実)

第11条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療が提供されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がん診療連携拠点病院等(厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。)の整備及び機能の強化の促進

(2) がん診療連携拠点病院等、その他の医療機関及び研究機関の間における連携及び情報共有の協力体制の整備

(3) 小児がん及び希少がんに関する対策を推進するための広域的な連携及び協力体制の構築

(4) 重粒子線治療等高度で先進的ながん治療の推進のための施策並びに広域的な連携及び協力体制の構築

(5) チーム医療(多種多様な医療従事者が、各職種の専門性を生かしつつ、互いに連携し、及

び補完し合いながら医療を提供することをいう。)の推進のための施策

(6) 医科及び歯科の連携による口腔(くう)機能管理の推進並びにリハビリテーションの推進によるがん患者の生活の質の向上のための施策

(7) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保

(8) 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策

(緩和ケアの充実)

第12条 県は、がん患者等に対する緩和ケア(身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、介護、相談その他の行為をいう。以下この条において同じ。)の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がんと診断された時からがん患者の状態に応じた緩和ケアを活用することによる生活の質の向上等の緩和ケアの有効性を広く県民に周知し理解を深めるための広報及び緩和ケアに関する研修会の開催等の普及啓発に関する施策

(2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成及び確保に関する施策

(3) がん患者等に対する緩和ケアを、通院、入院、又は在宅のいずれの段階でも切れ目なく提供することができるようにするための連携体制の強化

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等に対する緩和ケアの充実のために必要な施策
(在宅医療等の推進)

第13条 県は、がん患者が在宅で適切な医療を選択し、安心して生活できるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 在宅でのがん医療及び介護等の提供のための病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所等との間の地域内における連携及び協力体制の整備及び強化

(2) 在宅でのがん医療及び介護等に携わる人材の育成及び確保に関する施策

(3) 在宅でのがん医療及び介護等を受けることに関する正しい知識及び情報の普及

(4) 前3号に掲げるもののほか、在宅での適切ながん医療を選択できるようにするために必要な施策

(がんに関する情報の収集及び提供)

第14条 県は、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携し、がん対策に資する情報を収集し、整理し、及び分析するとともに、がん患者等及びその他の県民に対し、がん医療、がんに関する相談窓口及びがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する必要な情報をインターネットその他の広報媒体により提供するものとする。

(がん患者等への相談支援体制の整備等)

第15条 県は、がん患者の療養生活の質を維持向上させるとともに、がん患者等の社会生活上の不安等を緩和するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がん患者等に対するピアサポート(がん患者及びがん経験者(がんに罹(り)患した経験を有する者をいう。以下同じ。)によるがん患者等に対する相談支援の取組みをいう。)を含む相談支援体制の整備の促進

(2) がん患者がセカンドオピニオン(主治医以外の医師による助言をいう。)を受けやすい環境の整備の促進

(3) がん患者等が交流する場の提供に対する支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等への相談支援体制の整備のために必要な施策
(就労の支援)

第16条 県は、がん患者及びがん経験者が就労を継続することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がんの治療と就労との両立に関する理解を深めるための事業者その他県民への啓発

(2) がん診療連携拠点病院等その他関係機関と連携した就労に関する相談支援体制の整備の促進

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者及びがん経験者の就労の支援のために必要な施策
(学業と治療との両立)

第17条 県は、市町村、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携し、児童及び生徒であるがん患者が教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第18条 県は、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)に基づくがん登録(同法第2条第2項に規定する「がん登録」をいう。)が推進され、これにより得られた情報が有効に活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(がんに係る研究の推進)

第19条 県は、がんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の研究を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の推進)

第20条 県は、関係機関と広く連携し、県民のがんに対する正しい理解及び関心を深め、がん検診の積極的な受診を促進するため、がん検診推進強化月間を設ける。

2 県は、前項の期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(がん対策の推進体制の整備)

第21条 県は、がん対策に関する総合的な施策を策定し、計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、がん対策の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年7月9日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。